平成２２年（フ）第４９号
広島県呉市吉浦岩神町１番９号
債務者　平室　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５０号
広島県呉市和庄本町４－８　レオパレス和庄202号、住民票上の住所広島県福山市草戸町２丁目12番４号
債務者　安松裕介こと　安松　佑介
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第５２号
広島県呉市焼山北２丁目10番26号
債務者　川野　勝利
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第３８号
山口県下関市上新地町１丁目７番２号、前住所山口県下関市長府才川１丁目37番21号
債務者　川口　　紘
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第３９号
山口県下関市上新地町１丁目７番２号、前住所山口県下関市長府才川１丁目37番21号
債務者　川口　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第５０号
山口県下関市豊北町大字阿川3492番地１－９号
債務者　三好　紀子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第６１号
山口県下関市彦島本村町６丁目14番10号、前住所山口県下関市彦島江の浦町５丁目１番４号
債務者　佐々木　勝
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第４１３号
徳島県板野郡藍住町奥野字原69－３　第35愛日ハイツ103、住民票上の住所徳島市川内町榎瀬773番地の２
債務者　廣瀬　周作
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４号
高知県須崎市大谷897番地、前住所高知県高知市朝倉南町２番５号
債務者　森光　俊彦
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１５号
高知県須崎市浦ノ内東分1933番地
債務者　間　　敬太
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１６号
高知県高岡郡佐川町黒原2337番地１、前住所高知県土佐市高岡町乙775番地103
債務者　中村さやか
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２２年（フ）第１７号
高知県高岡郡中土佐町久礼6761番地８、前住所高知県高岡郡中土佐町久礼6611番地５
債務者　土居　祐太
1　決定年月日時　平成22年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第７３２号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木2262番地１
債務者　稲田　一実
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７３３号
宮崎県児湯郡木城町大字椎木2262番地１
債務者　稲田多惠子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第４５号
兵庫県伊丹市中野東１丁目282番地リブェールシェソワ203号
債務者　内田　　武
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第６２号
兵庫県川西市萩原３丁目５番17号
債務者　松井　恵子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第７４号
兵庫県伊丹市野間北４丁目１番９―387号
債務者　末広　孝明
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部